

お客様各位

2024 年 11 月

東奥信用金庫

契約終了時における契約書類のご返却方法変更について

いつも当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、これまで当金庫ではご契約が終了となった融資契約書類について、お客様の返却希望がない場合もご返却してまいりましたが、2024 年 12 月 1 日以降のご契約終了分よりお客様の希望があった場合のみご返却する取扱いに変更させていただきます。

契約書類について返却をご希望されるお客様は、大変お手数ではございますがご契約終了から 1 年以内にお取引店舗までお申し出くださるようお願いいたします。ご返却のお申し出がなかった場合は、当金庫にて一定期間保存した後、適切に廃棄処分いたします。

なお、事業性資金・住宅資金につきましては、担保解除等のお手続きを要する場合がございますので、これまでと同様にご返却させていただきます。

今後とも、より一層充実したサービスを心掛け、地域の皆様のお役に立てるよう努力してまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、当金庫本支店窓口、またはお伺いしている渉外担当者までお問い合わせください。

以 上